

復刻版

東京都養育院月報

全12巻・別冊1

表示価格はすべて税別

東京市養育院月報〔戦後編〕(1946年～1964年)

体裁——B5判・上製・総約5、100頁

別冊——解説・総目次(分売価格 本体1,000円+税)
ISBN978-4-8350-7904-2

解説——岩田正美(日本女子大学名誉教授)

推薦——大友昌子(中京大学教授・社会事業史学会会長)
室田保夫(関西学院大学教授)

協力——東京都健康長寿医療センター・東京都公文書館

協定価——本体276,000円+税

配本	復刻版	原本号数	原本発行年月	刊行・価格・ISBN
配本	復刻版	原本号数	原本発行年月	刊行・価格・ISBN
第1巻	第426～442号	1946年10月～1948年4月	2016年5月刊行 本体92,000円+税 ISBN978-4-8350-7888-5	
第2巻	第443～456号	1948年6月～1949年12月		
第3巻	第457～471号	1950年1月～1951年3月		
第4巻	第472～481号	1951年4月～1952年1月		
第5巻	第482～502号	1952年2月～1953年12月		
第6巻	第503～521号	1953年11月～1955年6月	2016年10月刊行 本体92,000円+税 ISBN978-4-8350-7893-9	
第7巻	第522～533号	1955年9月～1959年3月		
第8巻	第534～540号	1959年3月～11月		
第9巻	第541～547号	1959年12月～1960年7月		
第10巻	第548～554号	1960年8月～1961年4月	2017年4月刊行 本体92,000円+税 ISBN978-4-8350-7898-4	
第11巻	第555～574号	1961年12月～1963年2月		
第12巻	第575～586号	1963年7月～1964年1月		
別冊(解説・総目次)				

東京都養育院月報

【復刻版】

東京市養育院月報〔戦後編〕(1946年～1964年)

全12巻・別冊1(全3回配本)

体裁——B5判・上製・総約5、100頁

別冊——解説・総目次

解説——岩田正美

推薦——大友昌子・室田保夫

協定価——本体276,000円+税

戦後の混乱期から老人福祉法制定まで、日本の社会福祉はどのような道をたどつたのか。既刊の「明治・大正・昭和(戦前)期」に引き続き「戦後編」を復刻刊行。



▲ララ物資感謝状に対しキャロ一女史来院(1949年2月)

不二出版

〒113-0020
東京都文京区向丘1-2-12
電話03-3812-4433
ファクシミリ03-3812-4464
振替00160-2-94084

不二出版

戦後の福祉を語り継ぐ

養育院を語り継ぐ会

戦後七〇年を過ぎ、私たちの時代に何があったのか、次の社会に何を語り継いでゆくべきか……いま、このことの大切さが説かれている。

「養育院を語り継ぐ会」は、元養育院の職員が、明治以来の養育院の事績を語り継ぐため平成二年七月から活動を始め、これまでに院の物故者中、引取人のない遺骨を埋葬している次の四か所の寺院等内に碑を設置し、ご冥福を祈ることとした。

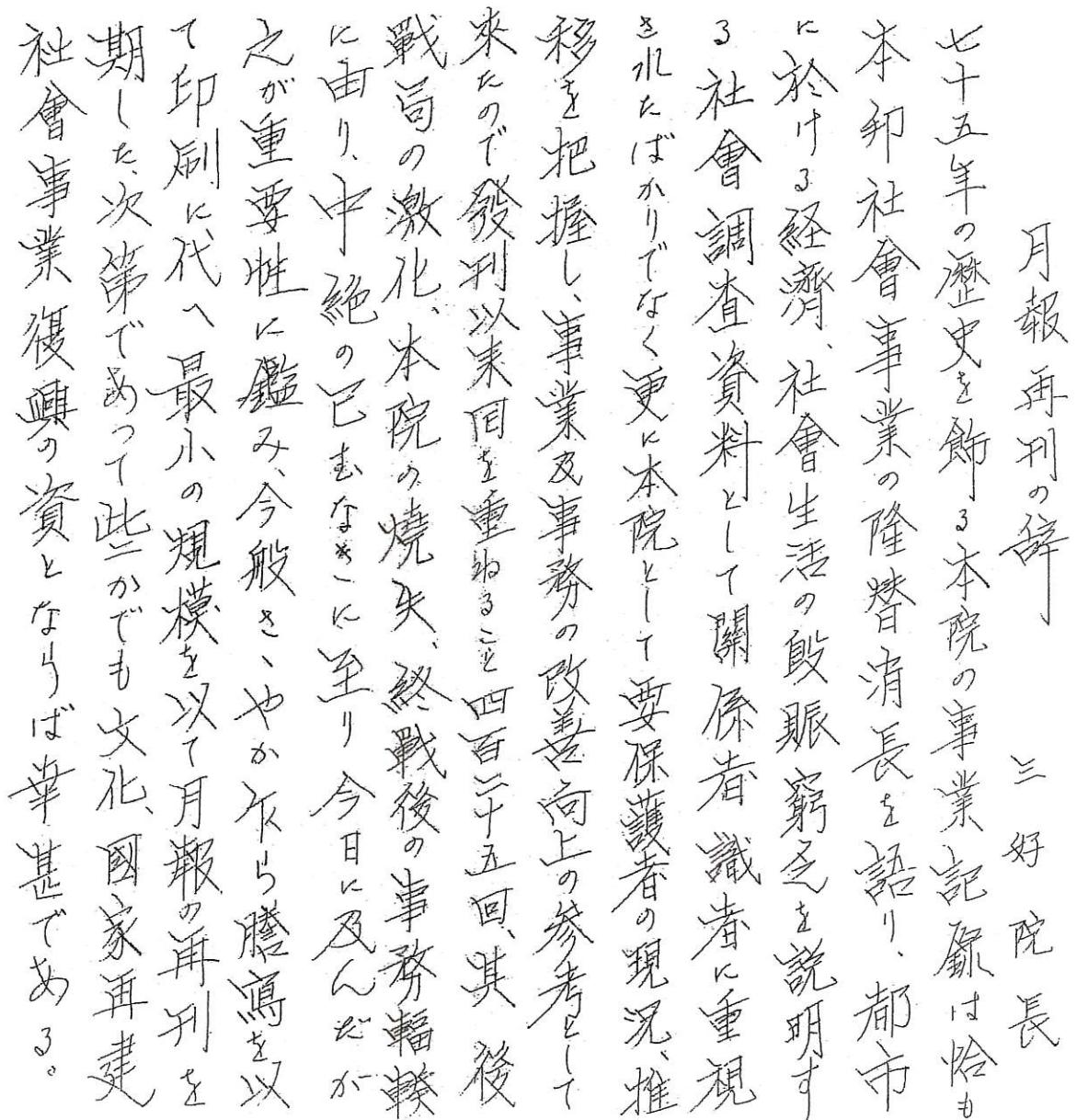
- ・ 東京都台東区 大雄寺
- ・ 同 了応寺
- ・ 栃木県那須塩原市 妙雲寺
- ・ 東京都 多磨靈園

加えて、東京都板橋区の養育院本院（現東京都健康長寿医療センター）敷地内の渋沢栄一像に添って「養育院」の事績を記した碑を設置したところである。

このたびの養育院月報の復刻は、先の大戦により途絶えていた月報が、終戦後の昭和二年一〇月に復刊されてから昭和三九年一月までである。この時代は子供、障害者、高齢者、女性などすべての人々にとって大変苦しい時代であり、一方で医療・福祉の制度が整備された時代でもあった。養育院は創設以来常に時代の要請に応えてきたが、私どもの多くは現場に居り、事業の全体を俯瞰することが出来ない。養育院は平成二年一二月に廃止されており、今回戦後の激動期からの日本の医療・福祉制度が整備される頃までの事業を追うことが出来るようになることは大変意義のあることと思う。

この養育院月報が広く読み解かれることによって、多角的に養育院事業の評価がなされることを期待したい。

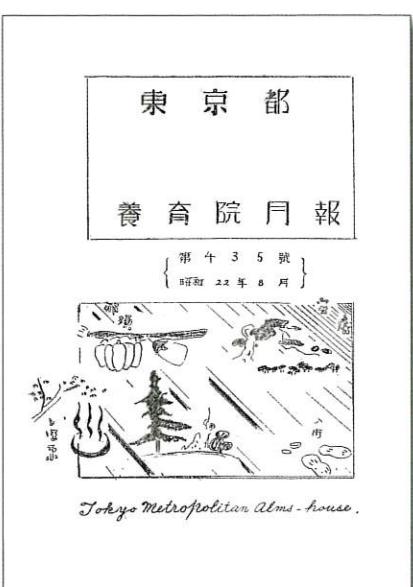
刊行の辞



▲第426号（1946年10月）



▲大山至誠寮附属病院（1948年）



▲第435号（1947年8月）

関連年表

1791	松平定信、町会所・七部積金制度を創設
1872	町会所・七部積金は、當繪会議所・共有金に変更 大久保一翁府知事に会議所は救貧三策、養育院設置を答申
1873	上野の護国院跡に養育院施設を建設 本郷の加賀藩屋敷長屋跡に養育院仮開設（ロシア皇子訪日）
1874	愛宕下に東京府病院設置、養育院と連携
1879	渋沢栄一が初代養育院長に就任
1896	養育院本院を大塚に建設。多面的な福祉活動を行う
1901	「東京市養育院月報」創刊
1923	養育院本院を板橋に移転
1931	渋沢栄一養育院長逝去
1938	繼續後誌『救護事業』休刊
1944	板橋本院空襲、死者107名
1945	板橋本院空襲、死者107名
1946	『東京都養育院月報』再刊。この頃戦災孤児など多数収容
1947	児童福祉法制定。翌年より児童施設を順次民生局へ移管
1949	昭和天皇夫妻行幸。GHQの指令で板橋での養育院再建決定
1950	現在の「生活保護法」制定
1963	老人福祉法制定
1965	養育院条例制定
1972	板橋に老人専門病院、老人総合研究所開設
1997	繼續後誌『季刊養育院』休刊
2000	養育院条例廃止

* 東京都健康長寿医療センターとして現在に至る

伊 藤 日 出 夫

寄附物品及寄附者氏名

◎ 雜 報

事業所便り 編集室より

第四百五十一号（昭和二十四年七月）

伊藤日出夫

東京都養育院月報

養育院事業別施設別異動月表

死亡者の死亡時の年齢と死因

在院者の保護原因別

在院者の病類別

新入院者の入院状況

出院者の状態

伊藤日出夫

養育院職員異動

定例會議

在院者の保護原因別

在院者の病類別

新入院者の入院状況

出院者の状態

伊藤日出夫

千葉分院精神薄弱者援護施設

昭和20年の終戦以来今日までの15年間、日本は福祉国家の理念にもとづいて国家再建に努めてきたため、その具体的な政策の現れの一つである社会福祉事業も各分野にわたって長足の進歩をとげた。しかし今この15年間の歩みを振り返つてみると、その道程には幾多の曲折があつたし、又時代の要請に応じた変遷も見受けられる。就中「統合から再び分化へ」という現象は、見逃すことの出来ない一つの大変な推移といえよう。

終戦直前の日本には、その目的に応じて救護法、母子保護法、児童虐待防止法、軍事扶助法、医療保護法等の各種法規が併立しその分野を担当していたが、終戦後はこれらの法律を生活保護法という一つの法律に整備統合した形において運営されるようになった。しかし、社会が安定し国民生活が向上するに伴ない、社会福祉行政の趨勢は、「保護行政」から「福祉行政」の方向へとその主体を移してゆくとともに、夫々の福祉分野においてもより高度の専門的施策が要求されるにいたってきた。そしてこれ等の要請に応じるため、昭和22年以降児童福祉法、身体障害者福祉法の各種法律が制定され、独自の福祉領域を形成する一方、国民健康保険法、国民年金法等の制定により、従来の「救貧」から「防貧」への道が開かれ福祉行政の対象は著しく拡大された情勢となってきた。そして、これら一連の分化的発展を更に裏付けるものとして昭和35年には精神薄弱者福祉法が制定されたのである。

精神薄弱者という場合、当然成人と児童が含まれるわけであるが、従来の児童福祉法は、その対象の中に精神薄弱児をも含めていたため、同じ精神薄弱対策といつても、児童の場合は、まだ充分とはいえないまでも、精神薄弱者対策にくらべると格段の進歩をとげているのが現状で、その施設も精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、特殊学級等があり、収容者も可成る数にのぼっている。これに反し、精神薄弱者対策はわずかに生活保護法による救護施設の中に精神薄弱者収容施設があるだけで、これらの人々は、この15年間はほとんど見捨てられたに等しい状態におかれていたといつても過言ではない。今度の精神薄弱者福祉法の制定により、今まで二つに分離されていた精神薄弱者対策が一本に統合され、成人にも児童と同じように救済の手がのべられるようになったことは大きな進歩といえよう。

一方精神薄弱者の現況をみると、精神病患者をも含めての精神障害者保護施設に収容者を除いて、全国で約130万人おり、内、身の廻りの始末ができず周囲に

— 24 —

▲第550号（1960年11月）

終戦以後の収容状況			
-----------	--	--	--

関連図書のご案内

推薦：宇都榮子・菊池義昭・杉山博昭・永岡正己
解説：清水寛・室田保夫

推薦：右田紀久恵・永岡正己・古川孝順
別冊：解説・総目次・索引（分売価格本体2,000円+税）

社会事業〔復刻版〕全17巻・別冊1

「慈善」的概念から「社会事業」という理念が確立した一九三〇年代に刊行された本誌は、細かな行き届いた分類で、児童保護・青年団運動・社会衛生・廢娼運動・放送者保護事業・労働者災害扶助から共同浴場・公益質屋まで、日本の社会事業の状況を幅広くかつ詳細に報告。

体裁：A5判・上製・総8,792頁
収録：昭和2年6月号～昭和14年11月号
別冊：解説（寺脇隆夫）・事項索引

養育院の歴史は古く、その創設は一八七二（明治五）年までさかのぼる。その後、明治、大正、昭和という激動の時代のなかで、もつとも日の当たらないところにあつた人々を救済するという機能を果たしてきましたが、一九〇一（明治三四）年に創刊した『東京養育院月報』は一九三八（昭和一三）年の休刊まで、その歴史を克明に記録してきた。

養育院の歴史をたどることは日本の社会福祉の歴史を知ることになるといつても過言ではなく、社会福祉史、社会政策史研究に必須の基礎資料である。

社会事業〔復刻版〕全46巻

中央社会事業協会の機関誌である本誌は、明治末期以降資本主義経済の急速な展開に伴い貧困層が広範囲に出現するなか、貧困を「社会貧困」と捉え相互扶助の「社会連帶責任」を唱導、社会的救済事業を指導・啓発する役割を担つた。

近代日本の社会事業論壇の拠点であり、社会事業の歴史そのものともいえる基礎資料である。

【明治期】復刻版全6巻
体裁：B5判・上製・総2,830頁
収録：第1号～第143号（1901年～1913年）
別冊：本体120,000円+税（全2回配本）

【大正期】復刻版全12巻
体裁：A5判・上製・総5,708頁
収録：第144号～第305号（1913年～1926年）
別冊：本体180,000円+税（全2回配本）
別冊：解説・総目次・索引（分売価格本体2,000円+税）

東京養育院月報〔復刻版〕

養育院の歴史は古く、その創設は一八七二（明治五）年までさかのぼる。その後、明治、大正、昭和という激動の時代のなかで、もつとも日の当たらないところにあつた人々を救済するという機能を果たしてきましたが、一九〇一（明治三四）年に創刊した『東京養育院月報』は一九三八（昭和一三）年の休刊まで、その歴史を克明に記録してきた。

養育院の歴史をたどることは日本の社会福祉の歴史を知ることになるといつても過言ではなく、社会福祉史、社会政策史研究に必須の基礎資料である。

内容見本

▼第584号（1963年11月）

老人福祉法制定にあたつて

「としよりの福祉週間」を迎えて今年多くの見学者が当院を訪ましたが、老人福祉法の制定により一般人の老人福祉に対する関心が高まつたでしょうか。しかし、老人福祉法の内容そのものについてはあまり知られていないようでした。

この老人福祉法は、老人福祉事業関係者らの多年の努力が実つて、第43回通常国会において7月6日成立し、同月11日に公布のうえ、翌8月1日から施行されました。この法案は、すでに前国会においても提案されたのですが、審議未了のため流棄となつてしまつたものです。しかし、再上程された今国会では、会期最終日に、ただ衆参両議院の付帯決議が付されただけで、全会一致で成立了。この法律は児童福祉法と並べられるもので、従来の生活保護法と異なり、単に経済的保護ばかりではなく、老人福祉の原理を確立したいわば老人世代の基本法ともいえ、世界でも珍らしい法律といわれています。

この法律は、①戦後における家族制度の変革とインフレによる旧来の私的扶養体制の崩壊

と、②近年における高度経済成長に伴う技術革新など体化と、③近年の医学の著しい進歩に伴う老令人口の生活にたいして老人はもとより国民一般の不安感の老人問題にたいする社会の共同責任を確立するために

この法律の内容をみると、5章と雑則の全36条が化現象をきたすとともに、その過去において社会進展を前提として、老人福祉の基本的理念を明らかにし、

その安定した生活が保障され（第2条）、また②社会という二つの権利をもつとともに、他方、③自己の健

与する（第3条1項）という使命が負わせられることの目的は、その第1条で、このように老人福祉の原理定のために必要な措置を講じ、もつて老人福祉を図る

このような基本的な考え方につて、以下の老人福祉現化し、増進する主体は、老人福祉の社会的責任とい定し（第4条）、その責任の所在を明らかにしていま

まず老人の健康保持のための施策として、保健所がう（第8条）ほか、健康診査制度が設けられ、65才以上務づけられています（第10条）。また、老人の生活安

有料老人ホーム利用者の実態について（一）

野口哲男

1.はじめに

新しい憲法が施行されて、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権が宣言されるとともに、福祉国家樹立への努力が各般にみる社会保障制度への急速なる開発、整備のかたちで推進されてきた。その中にあつて、とくに家族制度の変革と老令人口の推移は、老人に対する福祉政策、老後生活に対する保障制度への強い要請として表われ、昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年には軽費老人ホームの設置運営要綱が定められた。今国会においては、この老人問題を重要な分野として、さらに養護老人ホーム、看護老人ホーム、軽費老人

ホーム、老人保養所、老人福祉センター等老人施策の一元的拡充運営を期するために、老人福祉立法を急ぎ、その審議が進められることとなつた。

とくに、大都市行政において住民福祉、民生安定施策の比重は大きい。東京都においても、この重要性にかんがみ、都民福祉の増進を図るために既設老人施設の整備拡充を進めるとともに、昭和36年度からは、新たに家庭奉仕員制度を採用することとし、また、低所得階層に属する老人達に健康で明るい生活を保持せしめるために、養育院東村山分院内に東京都東村山有料

老人ホームの設置促進に努力すること

に入居した利用者の実態である。

創立以来の入出院、死亡状況										第1表	
年	月	入院人	保護開始人	出院人	無断出院人	死亡人	保護終止人	月末現在人		年	月
明治5年～昭和34年10月までの員延		128,069	120	53,060	20,465	51,715	124	2,825		526	954
昭和34年11月中の入院死亡者数		28	—	11	1	19	2	△5		416	416
昭和34年11月末現在		128,097	120	53,071	20,466	51,734	126	2,820		2,820	2,820

東京都養育院施設別異動月報（昭和34年11月分）

第2表

施設	対象区分	異動種別	前月末現在員		新入院		保護開始		転出		出院		無断出院		保護終止		死亡		増減(△)		当月末現在員		対象区分	
			男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計			
本院	兼老院	計	1,331	1,494	2,825	13	15	32	33	32	33	2	9	1	2	13	6	△3	△2	1,328	1,492	2,820	100%	
東村山分院	伊豆山老人ホーム	428	531	959	8	13	5	6	11	18	5	1	1	1	1	1	1	△5	428	526	954			
千葉分院	老院	149	274	423				1	2	4	1								147	269	416	1,885人		
千葉分院	被服院	40	78	118				1	2	4	1								140	255	395	(66.84%)		
千葉分院	教護院	140	256	396				2	2	2	2								140	255	395			
千葉分院	被服院	345	157	502	4			4	2	5	2	2	2	2	2	1	△1	346	155	501				
千葉分院	教護院	138	49	187				1	1	3	1	1	1	1	1	1	△2	135	47	182				
千葉分院	被服院	6	3	9				1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	9	4	13	284人			
千葉分院	被服院	45	45	90				1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	44	45	89	(28.07%)			
付属病院	精神科	156	60	216	4			1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	158	59	217	精神科			
付属病院	精神科	229	198	427	1	2		20	21	13	7	1	1	1	1	1	△2	227	207	434	(7.70%)			
付属病院	精神科	205	185	391				18	21	12	7	1	1	1	1	1	△1	202	193	395	精神科			
付属病院	精神科	3	1	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	4	2	6	精神科			
付属病院	精神科	4	4	8				1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	3	3	30	精神科			
付属病院	精神科	16	12	28	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	△1	18	12	30	(1.06%)			

▲第541号（1959年12月）